

国自旅第420号  
平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）の施行に伴い、「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（平成20年6月13日付け国自旅第89号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正するので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、必要となる公示等の手続等所要の措置を講じられたい。

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○登録運転者等に対する行政処分等の基準について（平成20年6月13日付け国自旅第89号）

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国自旅第 89 号 平成20年 6月13日 一部改正 平成21年11月20日 <u>一部改正 平成26年 1月24日</u></p> <p>各 地方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 交 通 局 長</p> <p style="text-align: center;">登 録 運 転 者 等 に 対 す る 行 政 処 分 等 の 基 準 に つ い て</p> <p>タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第87号）が、平成20年6月14日から施行されることに伴い、登録運転者の法令違反について、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の登録運転者等に行政処分等を行う場合、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。</p> <p>なお、本通達の基準による行政処分等は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用することとする。</p> <p>また、「タクシー業務適正化臨時措置法の施行について」（昭和45年10月28日付け自旅第653号）は、平成20年6月13日限りで廃止する。</p> <p>1. 通則</p> <p>(1) 行政処分の種類は、登録の取消し及び登録を行わない期間（以下「再登録禁止期間」という。）の決定とする。</p> <p>また、これに至らないものは、警告と<u>行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。</u></p> <p>(2) <u>行政処分等を行う場合において、違反日から過去3年以内に同一の違反（別表に定める違反行為の事項が同一の違反をいう。以下同じ。）による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反日から過去3年以内に同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。</u></p> <p>(3) <u>登録運転者等に対する行政処分等は、この通達の本文及び別表に定める違反事</u></p>	<p style="text-align: right;">国自旅第 89 号 平成20年 6月13日 一部改正 平成21年11月20日</p> <p>各 地方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p style="text-align: center;">自 動 車 交 通 局 長</p> <p style="text-align: center;">登 録 運 転 者 等 に 対 す る 行 政 処 分 等 の 基 準 に つ い て</p> <p>タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第87号）が、平成20年6月14日から施行されることに伴い、登録運転者の法令違反について、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第9条の規定に基づく登録の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の登録運転者等に行政処分等を行う場合、この基準に従い行政処分等を行うこととされたい。</p> <p>なお、本通達の基準による行政処分等は、平成20年6月14日以降の違反行為から適用することとする。</p> <p>また、「タクシー業務適正化臨時措置法の施行について」（昭和45年10月28日付け自旅第653号）は、平成20年6月13日限りで廃止する。</p> <p>1. 通則</p> <p>(1) 行政処分の種類は、登録の取消し及び登録を行わない期間（以下「再登録禁止期間」という。）の決定とする。</p> <p>なお、これに至らないものは、警告と<u>する。</u></p> <p>(2) <u>違反及び同一事項の再違反（行政処分等（以下「処分等」という。）を受けた者が、当該行政処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項に違反した場合をいう。）については、原則として、別表による処分等を行うものとする。</u></p>

項ごとの行政処分等の基準（以下「処分等基準」という。）に基づき行うものとする。

(4) 累違反については、次により取扱うものとする。

① 再違反の処分等基準が警告又は2年である違反事項の累違反については、再違反と同じ処分等基準とする。

② ①以外は、再違反の2倍とする。

(削除)

(削除)

(5) 違反の内容が次に掲げる場合は、(3)及び(4)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(3)及び(4)の基準による再登録禁止期間の2倍を上回らないもの（(3)及び(4)の基準による処分等基準が警告の場合には登録の取消し及び10日間の再登録禁止期間の決定）とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のあるものである場合

(6) 違反行為を防止するために相当の注意が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(3)及び(4)の基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(3)及び(4)の基準による再登録禁止期間の2分の1を下回らないものとする。

(7) 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）により設置されている「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」により、必要に応じて、本基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して処分等を行うものとする。

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 1. (3)により警告を行った登録運転者には、別表による違反点数を付すものとする。

(3) 再々違反以上の累違反（処分等を受けた者が、当該処分等を受けた日から3年以内に更に同一の事項に2回以上違反した場合をいう。）については、原則として、再違反の場合における処分等の2倍の処分等を行うものとする。

(4) 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定（以下、「行政処分」という。）を行うべき違反（違反事項の初違反である場合に限る。）をした者が、当該違反をした日を起算日とする過去3年以内において、行政処分を受けている場合については、原則として、初違反の場合における再登録禁止期間の2倍の再登録禁止期間の決定を行うものとする。

(5) 行政処分を行うべき違反（違反事項の初違反である場合に限る。）をした者が、当該違反をした日を起算日とする過去3年以内において、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」（平成20年6月13日付け国自旅第90号）（以下「受講命令発動基準」という。）に基づく講習の受講命令を受けている場合（当該違反をした者に講習を受けさせるべき命令が発動されている場合をいう。）については、(4)の場合を除き、原則として、初違反の場合における再登録禁止期間の1.5倍の再登録禁止期間の決定を行うものとする。

(6) 違反の内容が、次に掲げる場合は、(2)～(5)の基準による処分を(ア)については加重、(イ)については軽減することができる。ただし、加重は、原則として(2)、(3)の基準による再登録禁止期間の2倍（(2)、(3)の基準による処分等が警告の場合には10日間の再登録の禁止）を上回らないものとし、軽減は(2)、(3)の基準による再登録禁止期間の2分の1を下回らないものとする。

(ア) 悪質と認められる場合

(a) 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(b) 違反事実又はこれに伴い引き起こした事故が社会的影響のある事項である場合

(イ) 軽微と認められる場合

当該違反行為を防止するために相当の注意が尽くされたことの証明があった場合

(7) 「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第60号、国自旅第128号、国自整第54号）により設置されている「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」により、必要に応じて、本基準に違反行為の事項がない場合、違反に対して加重又は軽減する場合等について、同審査委員会の議に付して処分等を行うものとする。

## 2. 法令違反に係る点数制度

(1) 1. (2)により警告を行った登録運転者には、別表による違反点数を付すものとする。

- (2) (1)により登録運転者に付した違反点数（以下単に「違反点数」という。）は累計し、当該登録運転者の属する営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (3) 違反点数の累計期間は3年間とし、違反点数を付した日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。  
また、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づく講習の受講命令の発動基準について」（平成20年6月13日付け国自旅第90号）（以下「受講命令発動基準」という。）に基づく講習の受講命令を受けた場合には、当該命令日以前の違反点数は消滅するものとする。
- (4) 受講命令発動基準に基づく講習の受講命令の発動により、当該命令に係る登録運転者が、当該命令を行った日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合には、3. (1)の登録の取消し及び3. (2)の再登録禁止期間（10日間）の決定を行うものとする。この場合、(3)の規定にかかわらず、当該登録の取消し及び再登録禁止期間の決定をもって、累計された違反点数は消滅するものとする。

### 3. 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定

#### (1) 登録の取消し

- ① 登録の取消しは、別表の違反行為を行った場合及び本基準に違反行為の事項がない場合であって、1. (7)に基づき登録の取消しを行うことを決定した場合に行うものとする。  
ただし、別表の基準による処分等が警告の場合（2. (4)の場合を除く。）には行わないものとする。
- ② 登録の取消しを行うときは、(2)の再登録禁止期間の決定を併せて行うものとする。
- ③ ①による登録の取消し前に登録の消除が行われた場合には、(2)の再登録禁止期間の決定のみを行うものとする。

#### (2) 再登録禁止期間の決定

- ① 再登録禁止期間の決定は、2年以内の期間を定めて行うものとする。
- ② 各違反事項の再登録禁止期間は、1. (3)～(7)及び2. (4)に基づいて決定するものとする。この場合、一の違反が2以上の違反事項に該当する場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間とし、2以上の違反がある場合は再登録禁止期間を合算したものとす。

附則（平成21年11月20日 国自旅第190号 一部改正）  
改正後の通達は、平成21年12月1日から適用する。

附則（平成26年1月24日 国自旅第420号 一部改正）

1. 改正後の通達は、平成26年1月27日から適用する。
2. 3. (2)②の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、改正前の通達の3. (2)(1)の規定により再登録禁止期間の決定を行うものとする。

- (2) (1)により登録運転者に付した違反点数（以下単に「違反点数」という。）は累計し、当該登録運転者の属する営業所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。
- (3) 違反点数の累計期間は3年間とし、違反点数を付した日から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。  
また、受講命令発動基準に基づく講習の受講命令を受けた場合には、当該命令日以前の違反点数は消滅するものとする。
- (4) 受講命令発動基準に基づく講習の受講命令の発動により、当該命令に係る登録運転者が、当該命令を行った日から3年以内に違反点数の累計が7点以上となった場合には、3. (1)の登録の取消し及び3. (2)の再登録禁止期間（10日間）の決定を行うものとする。

### 3. 登録の取消し及び再登録禁止期間の決定

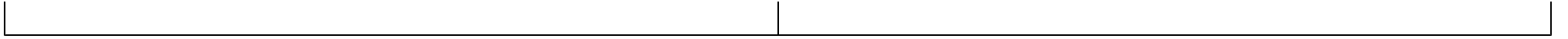
#### (1) 登録の取消し

- (7) 登録の取消しは、別表の違反行為を行った場合及び本基準に違反行為の事項がない場合であって、1. (7)に基づき登録の取消しを行うことを決定した場合に行うものとする。  
ただし、別表の基準による処分等が警告の場合（2. (4)の場合を除く。）には行わないものとする。
- (4) 登録の取消しを行うときは、(2)の再登録禁止期間の決定を併せて行うものとする。
- (7) (7)による登録の取消し前に登録の消除が行われた場合には、(2)の再登録禁止期間の決定のみを行うものとする。

#### (2) 再登録禁止期間の決定

- (7) 再登録禁止期間の決定は、2年以内の期間を定めて行うものとする。
- (4) 各違反事項の再登録禁止期間は、1. (2)～(7)及び2. (4)に基づいて決定するものとする。ただし、一の違反が2以上の違反事項に該当する場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間とし、2以上の違反がある場合は、その最も重い違反の再登録禁止期間にその他の違反の再登録禁止期間の2分の1をそれぞれ加えたものとする。

附則（平成21年11月20日 国自旅第190号 一部改正）  
改正後の通達は、平成21年12月1日から適用する。



○登録運転者等に対する行政処分等の基準について(平成20年6月13日付け国自旅第89号)別表

改 正		別表				現 行		別表					
		違 反 行 為		基 準				違 反 行 為		基 準			
		適用条項	事 項	初違反 再登録禁止期間	違反点数			再違反 再登録禁止期間	違反点数	適用条項	事 項	初違反 再登録禁止期間	違反点数
タクシ-業 務適正化特 別措置法	タクシ-業務適正化特別措置法第8条	登録事項の変更等の届出	警告	1	警告	2	タクシ-業務適正化特別措置法第8条	登録事項の変更等の届出	警告	1	警告	2	
	タクシ-業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	警告	1	警告	2	タクシ-業務適正化特別措置法第13条	運転者証の表示義務違反	警告	1	警告	2	
	タクシ-業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等の禁止	40日		80日		タクシ-業務適正化特別措置法第18条	運転者証の譲渡等の禁止	40日		120日		
	タクシ-業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシ-乗車禁止地区における乗車	40日		80日		タクシ-業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシ-乗車禁止地区における乗車	40日		120日		
	タクシ-業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日		80日		タクシ-業務適正化特別措置法第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日		120日		
	第9条第1項第1号	道路運送法第4条第1項	無許可経営	60日		120日		道路運送法第4条第1項	無許可経営	60日		180日	
		道路運送法第9条の3第1、3項 及び道路運送法第10条	不当運賃收受等	20日		40日		道路運送法第9条の3第1、3項 及び道路運送法第10条	不当運賃收受等	20日		60日	
		道路運送法第13条	運送引受義務違反等	30日		60日		道路運送法第13条	運送引受義務違反等	30日		90日	
		道路運送法第14条	運送の順序違反	10日		20日		道路運送法第14条	運送の順序違反	10日		30日	
		道路運送法第20条	営業区域外旅客運送違反(注2)	警告	2	警告	4	道路運送法第20条	営業区域外旅客運送違反(注2)	警告	2	警告	4
道路運送法第30条第1項		不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	20日		40日		道路運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	20日		60日		
道路運送法第30条第2項		事業の健全な発達を阻害する競争	20日		40日		道路運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争	20日		60日		
道路運送法第30条第3項		特定の旅客に対する不当な差別的扱い	20日		40日		道路運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	20日		60日		
道路運送法第43条第1項		無許可経営	60日		120日		道路運送法第43条第1項	無許可経営	60日		180日		
道路運送法第78条第1項		無許可有償運送	30日		60日		道路運送法第78条第1項	無許可有償運送	30日		90日		
第9条第1項第2号	旅客自動車運送事業運輸規則 第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	2	警告	4	旅客自動車運送事業運輸規則 第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	2	警告	4	
	旅客自動車運送事業運輸規則 第10条第2項	領収書の発行義務違反	警告	2	警告	4	旅客自動車運送事業運輸規則 第10条第2項	領収書の発行義務違反	警告	2	警告	4	
	旅客自動車運送事業運輸規則 第49条第1項	1 事故の場合の措置義務違反 2 事故の場合の死傷者の措置義務違反	30日 1年		60日 2年		旅客自動車運送事業運輸規則 第49条第1項	1 事故の場合の措置義務違反 2 事故の場合の死傷者の措置義務違反	30日 1年		90日 2年		
	旅客自動車運送事業運輸規則 第49条第2項	乗務員の禁止行為違反	警告	2	警告	4	旅客自動車運送事業運輸規則 第49条第2項	乗務員の禁止行為違反	警告	2	警告	4	
	旅客自動車運送事業運輸規則 第50条第1項、第6~8項	運転者の遵守事項違反	警告	2	警告	4	旅客自動車運送事業運輸規則 第50条第1項、第6~8項	運転者の遵守事項違反	警告	2	警告	4	
タクシ-業務適正化特別措置法第9条 第1項第2号	受講命令に係る講習未受講(注3)	60日		120日		タクシ-業務適正化特別措置法第9条 第1項第2号	受講命令に係る講習未受講(注3)	60日		180日			
第9条第1項第3号	タクシ-業務適正化特別措置法第9条 第1項第3号	重大事故の惹起(注4) 1 自動車事故報告規則第2条1号に規定する事故を引き起こしたとき 2 自動車事故報告規則第2条3号に規定する事故を引き起こしたとき(注5) I 死亡事故 ①当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ②当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 II 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号に掲げる 傷害を生じたもの) ①当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ②当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 III 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第3号に掲げる 傷害を生じたもの) ①当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ②当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 3 運転者の装置の不適切な操作により、自動車事故報告規則第2条7号に 規定する事故を引き起こしたとき	警告	3	警告	6	タクシ-業務適正化特別措置法第9条 第1項第3号	重大事故の惹起(注4) 1 自動車事故報告規則第2条1号に規定する事故を引き起こしたとき 2 自動車事故報告規則第2条3号に規定する事故を引き起こしたとき(注5) I 死亡事故 ①当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ②当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 II 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号に掲げる 傷害を生じたもの) ①当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ②当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 III 重傷事故(自動車損害賠償保障法施行令第5条第3号に掲げる 傷害を生じたもの) ①当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの ②当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外 3 運転者の装置の不適切な操作により、自動車事故報告規則第2条4号に 規定する事故を引き起こしたとき	警告	3	警告	6	
			1年 警告	2年 1年	1年 警告	2年 1年	1年 警告		2年 1年				
			警告 警告	4 1年	警告 警告	4 1年	警告 警告		4 1年				

改 正						現 行							
第9条第1項第4号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第4号	悪質違反 酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物使用運転、救護義務違反(ひき逃げ) 無免許運転  大幅な最高速度違反行為 ①速度超過50km以上 ②速度超過30(高速40)km以上50km未満  最高速度違反(速度超過30(高速40)km未満)  駐停車違反、自動車から直ちに運転することが出来ない状態にする行為  殺人、強盗、強姦、強制わいせつ等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為  傷害、暴行、脅迫等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為  銃刀法、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法の罪を構成する行為  窃盗、横領等刑法上財産に対する罪を構成する行為  軽犯罪法(悪質な客引き等)の罪を構成する行為  特定地域及び運特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により届け出た運賃によらないで、運賃を不当に収受する行為	2年  警告 警告 警告  警告 2年 2年 1年 1年 180日 20日 20日	2年  4 3 2  1 2 2 2 360日 40日 40日	4    2		第9条第1項第4号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第4号	悪質違反 酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物使用運転、救護義務違反(ひき逃げ) 無免許運転  大幅な最高速度違反行為 ①速度超過50km以上 ②速度超過30(高速40)km以上50km未満  最高速度違反(速度超過30km未満)  駐停車違反、自動車から直ちに運転することが出来ない状態にする行為  殺人、強盗、強姦、強制わいせつ等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為  傷害、暴行、脅迫等刑法上生命、身体、自由に対する罪を構成する行為  銃刀法、銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法の罪を構成する行為  窃盗、横領等刑法上財産に対する罪を構成する行為  軽犯罪法(悪質な客引き等)の罪を構成する行為	2年  警告 警告 警告  警告 2年 1年 1年 180日 20日	2年  4 3 2  1 2 2 2 540日 60日	4    2	
	第9条第1項第5号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第5号	不正手段による登録	60日	120日			第9条第1項第5号	タクシー業務適正化特別措置法第9条第1項第5号	不正手段による登録	60日	180日	
<p>注1. 表中(※)が付されている日数は、当該事項の違反により道路交通法上の運転免許の効力の停止等の処分を受けていると認められる場合には合算しないものとする。</p> <p>注2. 「営業区域外旅客運送違反」については、運送の引き受けが営業所において行われた場合には適用しない。</p> <p>注3. 「受講命令に係る講習未受講」とは、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき講習の受講命令の発動基準について」(平成20年6月13日付付国自旅第90号)に基づき、タクシー事業者に対し期限を定めてその雇用する登録運転者に講習を受けさせる旨の命令を発動した場合に、当該登録運転者が当該命令に係る講習を受講しない場合をいう。</p> <p>注4. 1～3中「事故を引き起こしたとき」とは、登録運転者が当該事故のいわゆる第一当事者と推定された場合をいう。</p> <p>注5. 1～Ⅲ中、「当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外」とは、当該事故について、道路交通法上、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合以外における点数が付加されたと認められる場合をいう。</p>						<p>注1. 表中(※)が付されている日数は、当該事項の違反により道路交通法上の運転免許の効力の停止等の処分を受けていると認められる場合には合算しないものとする。</p> <p>注2. 「営業区域外旅客運送違反」については、運送の引き受けが営業所において行われた場合には適用しない。</p> <p>注3. 「受講命令に係る講習未受講」とは、「タクシー業務適正化特別措置法第18条の2の規定に基づき講習の受講命令の発動基準について」(平成20年6月13日付付国自旅第90号)に基づき、タクシー事業者に対し期限を定めてその雇用する登録運転者に講習を受けさせる旨の命令を発動した場合に、当該登録運転者が当該命令に係る講習を受講しない場合をいう。</p> <p>注4. 1～3中「事故を引き起こしたとき」とは、登録運転者が当該事故のいわゆる第一当事者と推定された場合をいう。</p> <p>注5. 1～Ⅲ中、「当該事故が専ら運転者の不注意によって発生したもの以外」とは、当該事故について、道路交通法上、交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合以外における点数が付加されたと認められる場合をいう。</p>							